

## 平成28年度 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会 (会議要旨)

日 時	平成28年6月27日(月) 15:30~16:30
場 所	各務原市産業文化センター
内 容	
1 協議会長挨拶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の会は、来年度岐阜地区の小・中学校で使用する教科用図書について協議する会であること。</li> <li>・平成26年度より岐阜市が単独で採択地区「岐阜地区」は羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡二町、北方町の5市2町での構成であること。</li> <li>・来年度使用の小中学校用教科用図書については、採択替えがない年度であること。</li> <li>・本日の会は、協議会長が決まっていないために、前年度事務局が置かれた教育委員会の教育長が招集すること。(岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第9条)</li> <li>・本日の会は、岐阜地区の各市町教育委員会において、「設置の議決」がすべて完了して本日に至っていること。</li> <li>・岐阜教育事務所は、県の採択基準に基づき、市町教育委員会の行う教科書採択に対する、指導・助言を行う立場で参加していただいていること。</li> <li>・本日の会が公正かつ適正に執り行われることを期待すること。</li> </ul>
2 委員委嘱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岐阜地区採択協議会委員選出基準」及び採択規約第5条4項により7名の選出。</li> <li>・全員から「確認・承諾・誓約書」をいただいている旨を報告。</li> </ul>
3 会長・副会長選出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長に羽島市教育委員会教育長。</li> <li>・副会長に羽島郡二町教育委員会教育長。</li> <li>・賛成多数で承認。</li> </ul>
4 庶務確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務は、協議会会長の市であります羽島市教育委員会において処理すること。</li> </ul>
5 会の成立の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員7名中6名の出席により、本協議会は成立すること。</li> </ul>
6 確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度は小・中学校ともに採択替えのない年度にあたり、関係法令により、昨年度と同様の教科用図書を採択することが定められていること。また、現在、昨年度採択した発行者が変更になるなどの状況はないこと。</li> <li>・採択地区について、7つの市町教育委員会により「岐阜地区採択協議会」が構成されることに変更はないこと。</li> </ul>
7 既採択教科書活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に採択されている教科書の活用状況について話題とする。</li> <li>・庶務から、岐阜地区9つの教科書センター及び分館にて行われている「教科書展示会」に寄せられた意見(別冊資料)について紹介。</li> </ul> <p><b>意見1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書のつくりが、子どもにとって課題がもちやすく、まとめやすくなっているため、活用できる教科書になっている。</li> </ul> <p><b>意見2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブラーニングにも配慮されており、主体的な学びの実現に向けて使用頻度は高い状況である。家庭学習にも活用している。</li> </ul>

<p><b>意見3</b></p> <p><b>意見4</b></p> <p><b>意見5</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書の資料を上手く授業に活用している。今後、デジタル教科書が普及していくことを考えると、活用方法の研究をさらにすすめていく必要がある。</li> <li>・情報機器（電子黒板）と教科書を活用した授業が多く見られるようになり、有効に活用できている。</li> <li>・教科書を使って、教材研究を行なうよう指導してきた。教科書を単位時間のどこで、どのように利用することがより効果的なのか研究していただいた。</li> </ul>
<p><b>8 議案協議</b> <b>○第1号議案</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務より、第1号議案「平成29年度使用岐阜地区小・中学校用教科用図書の採択方針（案）」について説明。</li> </ul>
<p><b>協議・採決</b> <b>* 議決</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成多数で原案通り議決。</li> </ul>
<p><b>○第2、3号議案</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務より、第2号議案「平成29年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択(原案)」、第3号議案「平成29年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択(原案)」について説明。</li> </ul>
<p><b>協議・採決</b> <b>* 議決</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案通り選定することに決定。</li> </ul>
<p><b>○第4号議案</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務より、第4号議案「岐阜地区採択協議会に関する情報公開について(案)」について説明。</li> </ul>
<p><b>協議・採決</b> <b>* 議決</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成多数で原案通り議決。</li> </ul>
<p><b>9 今後の予定</b></p> <p><b>質問</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町教育委員会は、その責任と権限において地区選定結果に基づき協議の上、採択の議決をすること。</li> <li>・各市町教育委員会の協議が調わなかった場合、第2回地区採択協議会を開催すること。</li> <li>・特別支援学校・特別支援学級で使用する一般図書（附則9条本）については、「平成29年度教科用図書の需要数の報告」を代わりとし、「議決書」の提出は必要ないこと。</li> <li>・6月30日までが教科書展示会の期間であるが、それまでに寄せられた意見書はどうされるのか。</li> </ul> <p>→6月30日までに寄せられた意見書は、30日以降に速やかに各市町教育委員会の担当者によって回収、各市町教育委員会送付される。市町教育委員会において採択の協議が行なわれる際には、資料として提示する旨を回答。</p>
<p><b>10 会長閉会の挨拶</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会委員へのお礼。</li> </ul>